

自転車用ヘルメットの 購入費を補助します！



■問合せ 生活安全課 ☎029-885-0340(内)215

自転車用ヘルメットの着用を促進するとともに、自転車の利用に関する安全性の向上を図るため、自転車用ヘルメットの購入者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助します。



補助内容

▶補助金の額

- ・上限2,000円。対象経費が2,000円に満たない場合は、当該補助対象経費に相当する額。
- ※補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。
- ※送料、手数料、ポイントやクーポン等の利用による割引額は補助対象経費から除きます。

▶対象者

以下①～②のいずれにも該当する方

- ①申請日において、村内に住所を有している方
- ②補助対象者および補助対象者の世帯の構成員が村税等を完納している方

※申請するのは、ヘルメットを購入してからとなります。
※申請は、ヘルメット使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとなります。

▶補助対象品

- ・令和7年4月1日以後に購入した新品の自転車用ヘルメットで、以下の安全基準を満たしている認証があるもの(安全基準認証：SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク)



申請方法

以下①～④の書類を生活安全課に提出してください。郵送でも申請できます。

▶提出書類

- ①美浦村自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(※)
- ②ヘルメットを購入したことを証する領収書
(購入年月日、購入店名、購入価格、品名、申請者の氏名が記載されたもの)

【現金以外で購入した場合】

以下書類を「提出書類②」に代えることができます。いずれの場合も、申請者が購入しているということ、自転車用ヘルメットの購入事実が確認できるものに限りします。

➡クレジットカードで購入した場合

- ・レシート(カード番号下4桁の記載があるもの)の写しと、クレジットカード写し(氏名・カード番号下4桁の確認ができるもの)

➡通信販売・インターネットで購入した場合

- ・通信販売会社やインターネット販売店が発行する領収書
- ・代引き決裁の場合は配送業者が発行する領収書

- ③購入したヘルメットが、安全基準認証を受けた物であることを確認できる書類の写し
(保証書、取扱説明書、カタログ、ヘルメットに付いていた台紙等の写し、購入したヘルメットの認証シール写真の印刷物等)

- ④村税等納付(納入)状況確認承諾書(※)

※①④は村ホームページからダウンロードできます。